

令和7年6月18日

更生債権者・更生担保権者 各位

更生会社 株式会社ケンショウ

管財人 弁護士 山本 幸治

債権届出期間満了のお知らせ

更生会社株式会社ケンショウの会社更生手続(大阪地方裁判所令和7年(ミ)第1号)につきまして、更生債権又は更生担保権の債権届出期間が令和7年6月16日(日本時間)をもって満了となりました。

債権届出期間内に債権を届出いただきました皆様には、本更生手続の円滑な遂行にご協力をいただきましたことにつき御礼申し上げます。

引き続き、本更生手続へのご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

以 上